

(第1条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～

(第2条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	～ 略 ～ (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

～ 略 ～	～ 略 ～
-------	-------

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u>